

選 択 約 款 変 更 届 出 書

沖電お営営發第 70 号
平成 27 年 2 月 5 日

経済産業大臣 宮沢 洋一 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目 2 番 1 号
沖縄電力株式会社

代表取締役
社長 大嶺 满

次のとおり選択約款を変更したので、電気事業法第 19 条第 12 項の規定により届け出ます。

変更の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日	平成 27 年 4 月 1 日

別 紙

夏 季 休 日 契 約

(選 択 約 款)

平成 27 年 4 月 1 日実施

沖 縄 電 力 株 式 会 社

目 次

1	目 的	1
2	選択約款の届出および変更	1
3	適 用 条 件	1
4	実 施 方 法	1
5	契 約 期 間	2
6	料 金	2
7	計 量	3
8	そ の 他	3
	附 則	4

1 目的

この選択約款は、当社が指定する期間において、お客さまに休日の変更または設定をしていただくことにより、当社の電力供給設備の効率的運用を図ることを目的といたします。

2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第12項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成27年2月5日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

3 適用条件

供給約款の高圧電力Bまたは選択約款の季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける契約電力が500キロワット以上のお客さままで、4（実施方法）による負荷調整を行なうことが可能であって、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

4 実施方法

当社は、お客さまの負荷調整を次により実施していただきます。

(1) 調整対象期間

調整対象期間は、7月1日から9月14までの期間とし、以下の期間に区分いたします。

ただし、土曜日、日曜日、7月の第3月曜日、8月11日、旧暦の7月14日、15日および16日を除きます。

イ 最重負荷期間

7月1日から7月19日まで、9月1日から9月14までの期間

ロ 重負荷期間

最重負荷期間以外の期間

(2) 調 整 日

調整日は、お客さまが調整期間に2日以上連續して負荷調整を行なう日とし、お客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

(3) 調 整 電 力

調整電力は、お客さまが負荷調整できる電力とし、契約電力の50パーセント以上の値でお客さまと当社との協議によって定めます。

5 契 約 期 間

契約期間は、需給契約締結の日から、4(実施方法)(2)の調整日の末日までといたします。

6 料 金

各月の料金は、供給約款およびこの選択約款以外の選択約款によって料金として算定された金額から(1)によって算定された各月の割引額を差し引いたものといたします。

(1) 割引額の算定

お客さまが契約にもとづいて実際に負荷調整を行なった場合には、次式により算定した金額を割引額といたします。

$$\text{割引額} = \text{実績調整電力} \times \text{当該月の重負荷期間における調整日数} \times \\ (2) \text{に定める重負荷期間割引単価} + \text{実績調整電力} \times \text{当該月} \\ \text{の最重負荷期間における調整日数} \times (2) \text{に定める最重負荷期} \\ \text{間割引単価}$$

実績調整電力とは、契約電力から調整日中の最大需要電力(30分平均)を差し引いてえた値といたします。ただし、調整日中の実績調整電力が契約電力の50パーセントを下回る場合は、調整を実施しなかったものとみなし、その実績調整電力は零といたします。

(2) 割 引 単 價

割引単価は、次のとおりといたします。

	重負荷期間	最重負荷期間
1キロワット1日につき	156円60銭	172円80銭

7 計量

調整日中の実績最大需要電力は、原則として、記録型計量器により計量するものといたします。ただし、記録型計量器の取付けができない場合、調整日の調整開始時および終了時にお客さまと当社が立会いのもと最大需要電力計を検針のうえ決定いたします。

8 その他の

この選択約款に定めのない規定については、供給約款または季節別時間帯別電力の定めるところによるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は、平成27年4月1日から実施いたします。

2 延滞利息の適用開始時期

4（実施方法）および6（料金）については、平成28年4月1日以降に支払義務が発生する料金について適用するものとし、平成28年3月31日以前に支払義務が発生する料金については、附則3（延滞利息の適用開始までの取扱い）を適用いたします。

3 延滞利息の適用開始までの取扱い

（1）実 施 方 法

当社は、お客様の負荷調整を次により実施していただきます。

イ 調整対象期間

調整対象期間は、7月1日から9月14日までの期間とし、以下の期間に区分いたします。

ただし、土曜日、日曜日、7月の第3月曜日、旧暦の7月14日、15日および16日を除きます。

（イ）最重負荷期間

7月1日から7月19日まで、9月1日から9月14日までの期間

（ロ）重 負 荷 期 間

最重負荷期間以外の期間

（ハ）調 整 日

調整日は、お客様が調整期間に2日以上連続して負荷調整を行なう日とし、お客様と当社との協議によって定めるものといたします。

（ヘ）調 整 電 力

調整電力は、お客様が負荷調整できる電力とし、契約電力の50パーセント以上の値でお客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 料 金

各月の料金は、供給約款およびこの選択約款以外の選択約款によって算定された早収料金の場合の金額からイによって算定された各月の割引額を差し引いたものを早収料金として算定いたします。

イ 割引額の算定

お客さまが契約にもとづいて実際に負荷調整を行なった場合には、次式により算定した金額を割引額といいたします。

$$\text{割引額} = \text{実績調整電力} \times \text{当該月の重負荷期間における調整日数} \times \text{口に定める重負荷期間割引単価} + \text{実績調整電力} \times \text{当該月の最重負荷期間における調整日数} \times \text{口に定める最重負荷期間割引単価}$$

実績調整電力とは、契約電力から調整日中の最大需要電力（30分平均）を差し引いてえた値といいたします。ただし、調整日中の実績調整電力が契約電力の50パーセントを下回る場合は、調整を実施しなかったものとみなし、その実績調整電力は零といいたします。

口 割引単価

割引単価は、次のとおりといいたします。

	重負荷期間	最重負荷期間
1キロワット1日につき	156円60銭	172円80銭

添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 選択約款の変更の内容

沖縄電力株式会社

1 変更を必要とする理由

当社は、電気供給約款が平成 27 年 2 月 5 日届出により変更となったことにと
もない、本選択約款についても変更することといたしました。

つきましては、電気事業法第 19 条第 12 項の規定にもとづき、ここに平成 26
年 1 月 28 日届出の夏季休日契約(選択約款)の変更を届け出る次第であります。

2 選択約款の変更の内容

電気供給約款の変更にともない、この選択約款の供給条件に対し必要となる
変更を行なうとともに、休日等の見直しを行ないました。

